

諏訪ユネスコ協会会則

第1章 総則

第2章 会員

第3章 役員および事務局

第4章 会議

第5章 本部会

第6章 専門部会・特別委員会

第7章 会計

第8章 雑則

諏訪ユネスコ協会会則施行細則

諏訪ユネスコ協会財務規定

諏訪ユネスコ協会賛助会員規則 .

諏訪ユネスコ協会青年会員規則

第1条（名称）

本会は「諏訪ユネスコ協会」と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所を諏訪ユネスコ協会、会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、ユネスコ憲章の精神に基づいてユネスコ活動の実践をとおり、広く国際社会の進歩と向上に貢献しうる人格の形成をはかり、もって世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条（活動方針と事業）

本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

(1) ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業

(2) 国際理解教育をはかるための事業

イ 平和、国際理解のための研究会、映画会、展示会等の実施

ロ 戦争体験を伝えるための資料の収集と出版

ハ 平和教育、環境教育のカリキュラム作成と実践

ニ その他

(3) 新しい文化の創造をはかるための事業

イ 異文化理解を促進するための研修会の実施や人物交流

ロ 地域文化を理解するための諸活動

ハ 世界遺産・地域遺産を保存するための研究会、講演会、未来遺産運動の実施

ニ その他

(4) 科学の発展とよりよい環境を創造するための事業

イ 世界平和に貢献しうる科学技術についての研究会実施

ロ 地球環境の問題を考える研究会の実施や具体的実践活動

ハ その他上記の事項を広く市民に知らせるための展示会等の実

施

(5) 国際協力と交流をはかるための事業

イ 世界寺子屋運動等、発展途上国の人々への協力事業

ロ ユネスコ関係者の招へいおよび派遣

ハ 文通や活動交換・交流

(6) 青少年の育成をはかるための事業

ユネスコスクールで目指す SDGs 持続可能な開発のための教育
ESD の推進。

- イ ユネスコスクールの促進と活動の継続実施
- ロ 青年ユネスコ活動の育成と援助
- (7) ユネスコ（日本ユネスコ国内委員会、社団法人日本ユネスコ協会連盟、長野ユネスコ連絡協議会）の事業への協力
- (8) 隣接ユネスコ協会および関係諸団体との連携、協力

第2章 会 員

第5条（会員）

本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。

会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条・その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によっても奪われることはない。

会員の種別は次のとおりとする

(1) 個人会員

- ① 一般会員
- ② 青年会員

(2) 団体会員

企業名、代表者名、商標など団体が希望する名称で会員登録することができる。

前項に関する細目は別に定める。

第6条（会費）

会員は会費を負担する義務を負い細目は別に定める。

第7条（入会・退会）

本会への入会および退会は理事会の承認を必要とする。

第3章 役員および事務局

第8条（役員）

本会に次の役員をおく。

- (a) 会 長 1名

- (b) 副会長 若干名
- (c) 理事 7名以上15名以内
- (d) 会計 1名
- (e) 監事 2名

必要な場合には、前項に記された役員以外に次の役員をおくことができる。

- (a) 名誉会長 1名
- (b) 顧問 若干名

第9条（役員を選出）

会長、理事および監事は総会において会員の中から選出される。理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を常務理事とする。前項の会長をもって理事長とする。

副会長、常務理事は、理事の互選で選出し、会長が任命する。

名誉会長、顧問及び会計、は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。役員の内用は入会後おおむね1年の会員経験を経たものとする。ただし名誉会長、顧問、会計、他専門的な知識、技能によって任用される者には適用しない。

第10条（役員の仕事）

1. 会長は本会を総理し、代表として本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ定められた順序にしたがい、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等を行う。
4. 会計は本会の会計の任務に当たる。
5. 監事は本会の会計に関し、監査の任務を持つ。

第11条（役員の仕事）

役員の仕事は2年とし、重任は妨げない。

第12条（事務局）

本会に事務局を設け、事務局長および事務局次長を置くことができる。事務局長は理事の中から選出された、常務理事があたる。事務局次長は、理事会の承認を得て会長が任免する。事務局に関する規定は理事会において別に定める。

第 13 条（会議）

本会の会議は総会、理事会とし、いずれも会長が招集する。議長には会長があたる。

総会は全会員。理事会は理事をもって構成する。また監事、専門部長（または代理）を招へいすることができる。

会議は、委任状を含め定数の 3 分の 1 以上の出席を得て成立する。

会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

やむを得ない理由で長期にわたり会議の開催ができない場合は、書面による議決を認める。

団体会員の議決権は一団体を一会員とみなし、議決権 1 とする。

第 14 条（総会）

総会は年 1 回 5 月に開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会長、理事および監事の選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第 15 条（臨時総会）

前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事の過半数の要求があった場合
- (3) 会員の 3 分の 1 の要求があった場合

前(2)(3)号の場合、会長は要求が文章で提出されてから 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 16 条（理事会）

理事会は原則として月 1 回以上開き、次の事項を審議する。

- (1) 事業執行に関する事項
- (2) 副会長、常務理事の選出
- (3) 名誉会長、顧問および会計の推薦
- (4) 諸規定の改廃および承認
- (5) 補欠役員の選出
- (6) 入会者、退会者の承認

(7) その他必要な事項

第5章 本部会

第17条 (三役会)

三役会をもって本部会と位置付ける。

第4条に定める事業の円滑な運営をはかる。

三役会は会長・副会長・事務局で構成し、会長が招集する。

三役会は本会議に先立ちおおむね7日以内に開催する。

第6章 運営委員会・専門委員会

第18条 (運営委員会)

第4条に掲げる事業を推進するため運営委員会を設けることができる。

運営委員会の委員は、会員の中から、会長が理事会の議を経て委嘱する。

前頁に関する細目は別に定める。

第19条 (専門委員会)

会長は、理事会の議を経て、専門委員会を設けることができる。

専門委員会は専門領域の事業について各種の専門部会を設け、企画・運営・実施に当たる。

専門部会の委員は、会員の中から、会長が理事会の議を経て委嘱する。

第7章 会 計

第20条 (経費)

本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

第 22 条（会則の変更）

本会則の変更は、会員の 10 分の 1 以上の発議により、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て成立する。

第 23 条（日本ユネスコ協会連盟加入）

本会は社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下連盟とする）に構成団体会員として加入する。

第 24 条（宗教・政治活動の禁止）

本会は特定の宗教および政治活動は一切行わない。

第 25 条（会計に関する件）

金銭、口座の管理は会計が行うこととし、口座の所在地を会計宅に置く。

付 則

本会則は日本ユネスコ協会連盟加入の日である 2011 年（平成 23 年）4 月 16 日より施行する。

2019 年（令和元年）5 月 13 日一部改正。

2021 年（令和 3 年）5 月 17 日一部改正、同日より施行する。

2022 年（令和 4 年）5 月 23 日一部改正、同日より施行する。